

## 防災行政無線再整備基本設計業務委託に係る事業者選定公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、防災行政無線再整備基本設計業務委託の受注事業者の選定にあたり、その手続きについて必要な事項を定める。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 防災行政無線再整備基本設計業務委託
- (2) 業務場所 山武市内全域
- (3) 業務内容 別紙「防災行政無線再整備基本設計業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約日の翌日から令和7年3月31日まで

### 3 提案限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6, 283, 278円

### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

- (1) プロポーザル実施要領の公表及び関係資料の配布  
【山武市ホームページへの掲載による】 令和6年7月10日（水）
- (2) 質問書の受付期間 令和6年7月10日（水）から  
令和6年7月19日（金）まで
- (3) 質問書への回答 令和6年7月26日（金）予定
- (4) プロポーザル参加表明書の提出期限 令和6年7月31日（水）
- (5) 企画提案依頼事業者の決定及び通知 令和6年8月6日（火）
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和6年8月20日（火）
- (7) プレゼンテーション審査 令和6年8月27日（火）予定
- (8) 選定結果通知 令和6年9月上旬 予定
- (9) 契約協議・契約の締結 令和6年9月中旬 予定

### 5 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者又は同条第2項の規定により山武市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 山武市競争入札有資格者名簿（測量等）における資格業種名称「土木関係建設コンサルタント業務」、業務内容名称「電気電子」に登録されていること。
- (3) 山武市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成18年山武市訓令第40号）

又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（令和4年3月25日千葉県改正）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- (4) 山武市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年山武市告示第27号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は取引停止処分を受けてから2年を経過している者、及び本事業の公告日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者
- (6) 会社更正法（平成14年法律第154号）に規定する更正手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定されていない者。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (8) 直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 関東総合通信局の管轄内に本店、営業所を有していること。
- (10) 過去10年間に於いて関東総合通信局管内において、防災行政無線の元請実績があること。そのうち1件はQPSK方式による設計であること
- (11) プライバシーマーク等の情報セキュリティマネジメントの認証を得ていること。
- (12) 自社名義で60MHzデジタル防災行政無線用実験局（16QAM及びQPSK）及び電測車を保有していること。なお実験局の二重免許は認めない。

## 6 技術者の資格要件

### (1) 管理技術者

管理技術者は、デジタル方式の同報系防災行政無線設備の設計実績を有し、次の資格を保有し、本業務の公告日以前3か月以上の直接的且つ恒常的な雇用関係にあるものとする。

- ・ 技術士（電気電子部門）又はRCCM（電気電子部門）

### (2) 照査技術者

照査技術者は、次の資格を保有し、本業務の公告日以前3か月以上の直接的且つ恒常的な雇用関係にあるものとする。

- ・ 技術士（電気電子部門）又はRCCM（電気電子部門）

### (3) 管理技術者・照査技術者の兼務は認めない。

## 7 応募手続

応募者は、次のとおり参加表明書類を提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの提出は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和6年7月31日（水）午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。また、配達

証明付郵便に限る)

(3) 提出先 山武市総務部消防防災課防災係(千葉県山武市殿台296番地)

(4) 提出書類

①プロポーザル参加表明書(様式1)

②会社概要(様式2)

③過去10年以内に関東総合通信局管轄内において受注したデジタル同報系更新工事等における基本設計又は詳細(実施)設計業務に関する受注実績(様式3)及び証明書類(テクリス発行によるもの又は仕様書等)

④事業者の組織体制・事業規模等(様式4※任意様式でも可)

⑤技術職員に関する資料(様式5)

ア. 3か月以上の直接的且つ恒常的な雇用関係にある事を証明するものの写し

イ. 技術職員の資格者証の写し

ウ. 技術職員の実績と実績を証明するものの写し

⑥法人税等に未納がないことを証明する書類

⑦60MHz(16QAM及びQPSK)デジタル実験用無線局免許状の写し

⑧電測車の車検証の写し

## 8 質問・回答

本プロポーザルに関する質問は、電子メール(開封確認を付して)により消防防災課へ質問書(様式8)を送付すること。なお、電子メール送信後、開封通知が届かない場合は、受付期間内に電話にて着信の確認を行うこと。また、電子メール以外の方法及び質問受付期間終了後に提出された質問書は受け付けない。

(1) 受付期間

令和6年7月10日(水)から令和6年7月19日(金)午後5時まで

(2) 回答方法

競争上の地位その他正当な権利を害するおそれのあるものを除き、令和6年7月26日(金)までに本市ホームページで公表する。回答の公表をもって、本要領の修正又は追加として、本要領と同様に扱うものとする。受付期間中であっても、整理できたものから随時公表する。

なお、質問は原文のまま公表するため、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容については注意すること。質問者の所属氏名等は公表しない。また、単なる意見の表明と解されるものについては回答しないことがある。

## 9 企画提案依頼事業者の決定及び通知

応募者が多数の場合には、書類審査によりプレゼンテーション審査の参加者を3者程度に選定する場合がある。なお、参加資格要件を満たす応募者が3者未満の場合は、応募

者が参加資格要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。選定結果については、令和6年8月6日（火）に電子メールにて通知する。なお、選定結果の詳細に関しては非公開とする。

## 10 企画提案書等の提出

書類での審査を通過したものは、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年8月20日（火）午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）
- (3) 提出先 山武市総務部消防防災課防災係（千葉県山武市殿台296番地）
- (4) 提出書類
  - ①企画提案書（様式7） 正本1部、副本10部
  - ②見積書 正本1部
- (5) 企画提案書及び見積書の作成について
  - ①A4縦長（A3版については編綴の際にA4版となるよう折りたたむこととし、2ページとして計算する。）とし、表紙・目次を含め20ページ以内とし、ページ数を付すこと。
  - ②使用するフォントサイズは、10.5pt以上とし字体は問わない。ただし、見やすい体裁とすること。
  - ③印刷形態は、片面、両面、カラーは問わない。ただし、見やすい体裁とすること。
  - ④企画提案書の作成にかかる経費は各事業者の負担とする。
  - ⑤企画提案書及び見積書の内容は、受注者が責任を持って必ず履行できる内容及び金額とすること。
  - ⑥高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
  - ⑦見積書は積算の内訳が把握できるように作成すること。
  - ⑧見積金額には税込み価格を記載すること。
- (6) 企画提案書に記載を要する内容
  - ①本業務の実施方針
  - ②業務体制と実施スケジュール
  - ③仕様書に基づいた企画提案内容とその実施方法

## 11 プレゼンテーション審査の実施

企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーション審査を行う。

- (1) 実施日 令和6年8月27日（火）予定 ※詳細は別途通知
- (2) 出席者 管理技術者を含む2名以内とする。
- (3) 審査 提案書の内容に関する説明20分、質疑応答10分、準備撤収10分の計40分とする。なお、説明は提案書の記載内容に沿って説明し、新たな資料の持

ち込みは認めない。

- (4) 使用機器 パソコン等は応募者で用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。

## 12 審査に関する事項

### (1) プロポーザル審査会の設置

本プロポーザルの審査は、防災行政無線再整備基本設計業務委託に係る企画提案審査委員会が行う。

### (2) 審査の方法

審査は企画提案審査委員会において、次のとおり実施する。

- ①書類審査の通過者は、企画提案書に関するプレゼンテーションを行い、最も評価点の高い提案事業者を本業務の受注候補者とし、二番目に評価点の高い提案事業者を準受注候補者として選定する。また、それ以降の提案事業者を不採用とする。
- ②総合得点が同点の企画提案者が2者以上ある場合は、審査委員会において審査し、順位を決定する。
- ③提案者が1者の場合も審査を実施し、各審査委員の得点を合計した平均点が60点以上の場合は選定する。

### (3) 審査の項目

企画提案書の評価項目及び配点は、次のとおりとする。

	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	・同種の業務の受託実績	20
2	企画提案書内容の実現性	① 本市の現況への理解度 ② システム検討の手法 ③ 戸別受信に対する提案 ④ その他独自の提案	55
3	業務費用の見積もり	・見積額の妥当性	15
4	プレゼンテーション・ヒアリング	・説明内容、質疑応答の的確性	10
合 計			100

### (4) 失格要件

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ①本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

- ②提案事業者が複数の提案をしたとき。
- ③他の提案事業者の協力があつたとき。
- ④プレゼンテーション時に提案チームの担当者以外の者が出席したとき。
- ⑤企画提案書等について、別に定める方法を遵守せずに提出したとき。
- ⑥その他別に定める手法、方法を遵守しないとき。

### 13 審査結果

審査結果については、提案事業者に対し、書面により通知する。また、その内容は後日、当市のホームページにて公開する。なお当該審査についての異議申し立てには、一切応じない。

### 14 参加表明又は企画提案の無効

参加表明書又は企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。

### 15 受注候補者選定後の契約等の手続き

- (1) 市は、山武市財務規則（平成18年山武市規則第52号）に定める随意契約の手続きにより受注候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内であることを確認して契約等を締結し、契約書等を取り交わすものとする。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、山武市と受注候補者が協議して決定する。これにより受注候補者との協議が整わなかった場合は、準受注候補者と協議を行うものとする。

### 16 その他

- (1) 参加表明書、企画提案書の作成及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び企画提案書は、審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び見積書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 企画提案書を提出期限までに提出しない場合又は、企画提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は企画提案参加意思が無いものとして取り扱う。
- (6) 本業務の処理に伴い生じた著作権その他の権利は山武市に帰属するものとする。

- (7) 本業務処理のため、山武市から受領した資料は、本業務の目的以外に使用してはならない。なお、資料については、本業務完了後速やかに返却すること。
- (8) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。
- (9) 本プロポーザルにより、知り得た事項は他に漏らしてはならない。
- (10) 提案者から提供された従業員等の個人情報は、本プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には使用しないこととする。

17 本プロポーザルの事務局（書類の提出先）

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地

山武市 総務部 消防防災課 防災係

電話 0475(80)1116

FAX 0475(82)2107

電子メール [shobobosai@city.sammu.lg.jp](mailto:shobobosai@city.sammu.lg.jp)